## 苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年七月十一日

国土交通省九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省九州地方整備局

代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　垣下　禎裕

主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業

対象事業の種類　公有水面の埋立て

対象事業の規模　約四十五ヘクタール

三　法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当局は、対象事業の実施を福岡県へ引き継いだことから、法第三十条第一項第三号に該当。

四　引継ぎにより新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　福岡県

代表者の氏名　福岡県知事　服部誠太郎

主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区東公園７番７号

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告